

従業員の退職金は安全、確実、有利な中退共制度で！

中小企業退職金共済



中小企業退職金共済とは、従業員（家族従業員・パートタイマー含む）が退職した場合の「従業員の退職金制度」です。
企業の魅力づくり、仕事への意欲づくりには欠かすことができない制度です。

☆ 制度の特色 国の助成があります

1. 新しく中退共制度に加入する事業主に掛金の1/2（従業員ごとに上限5000円）を加入後4ヶ月目から1年間国が助成します。短時間労働者の特例掛金2,000円・3,000円・4,000円には、掛金の1/2の額にそれぞれ300円・400円・500円が上乗せされます。
2. 掛金（18,000円以下）を増額する事業主に、増額分の1/3を増額月から1年間国が助成します。

☆ 税法上の特典

掛金は、所得税法では必要経費として、消費税法では全額非課税となります。

基本退職金額表（例）

掛金月額 納付年数	5,000円	10,000円	20,000円	30,000円
5	304,100	608,200	1,216,400	1,824,600
10	632,800	1,265,600	2,531,200	3,796,800
20	1,333,300	2,666,600	5,333,200	7,999,800

（平成24年4月現在）

掛け金の種類

掛金月額			
5,000円	6,000円	7,000円	8,000円
9,000円	10,000円	12,000円	14,000円
16,000円	18,000円	20,000円	22,000円
24,000円	26,000円	28,000円	30,000円
短時間労働者の特例掛金			
2,000円	3,000円	4,000円	

1. 掛金納付月数が1年未満の場合は、退職金は支給されません。1年以上2年未満の場合は掛金納付額を下回る額になります。（これは長期加入者の退職金を手厚くするためです。）2年から3年6ヶ月では掛金相当額となり、3年7ヶ月（43月）から運用利息と付加退職金が加算され、長期加入者ほど有利になります。
2. 退職金の受給権者は、被共済者（従業員）であり、被共済者の死亡退職の場合は、その遺族が受給権者となります。